

第6回総務教育民生常任委員会

令和5年12月14日（木）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第105号 財産の譲与について
- (2) 議第106号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について
- (3) 議第107号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について
- (4) 議第109号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について
- (5) 議第110号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について
- (6) 議第111号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定について
- (7) 議第113号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- (8) 議第114号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- (9) 議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- (10) 議第116号 下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- (11) 議第117号 下呂市介護医療院設置管理条例について
- (12) 議第118号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- (13) 議第124号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について

出席委員（7名）

委員長	尾 里 集 務	副委員長	飯 塚 英 夫
委員	鷺 見 昌 己	委員	森 哲 士
委員	田 中 副 武	委員	中 島 新 吾
委員	中 島 達 也		

欠席委員（なし）

委員外議員

議員 中島 ゆき子
議員 吾郷 孝枝

議員 今井 政良

説明のため出席した者の職・氏名

市長	山内 登	副市長	田口 広宣
教育長	中村 好一	総務部長	今瀬 成行
総務課長	佐伯 克典	危機管理課長	遠藤 丙午
税務課長	杉山 由美	まちづくり推進部長	田谷 諭志
財務課長	小澤 和博	まちづくり推進課長	青木 一英
地域振興部長	小池 雅之	萩原振興事務所長	大坪 孝弘
萩原振興事務所副所長	今井 正典	金山振興事務所長	池戸 清伸
金山振興事務所副所長	中島 康裕	馬瀬振興事務所長	山中 明美
市民保健部長	森本 千恵	市民サービス課長	二村 和男
健康医療課長	加藤 冬城	管理課長	細江 実
建設部長	大前 栄樹	建設総務課長	奥田 達彦
福祉部長	野村 穰	こども家庭課長	二村 卓良
こども家庭課対策監	奥田 真一朗	消防長	齋藤 進
予防課長	細江 康一	教育委員会事務局長	林 雅人
教育総務課長	熊崎 賀代子	教育総務課対策監	松井 智之
学校教育課長	黒木 和実		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今井 満	議会総務課長	細江 隆義
議会総務課主任主査	柿ヶ野 明広		

○委員長（尾里集務君）

おはようございます。皆さん、お疲れさまでございます。

ただいまから総務教育民生常任委員会を開催させていただきます。

出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、委員会は成立しております。

なお、本日、7番議員、9番議員、12番議員から傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長挨拶、お願いいたします。

○市長（山内 登君）

今日も付託案件、そして協議事項たくさんございますので、すみません、よろしくお願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

議長挨拶、お願いいたします。

○議長（田中副武君）

おはようございます。

今日よりは各常任委員会での審査、また予算委員会というふうで続きます。大変お世話になりますが、よろしく願います。以上です。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和5年第6回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第105号から議第107号までの3議案、議第109号から議第111号までの3議案、議第113号から議第118号までの6議案及び議第124号、合わせて13議案について審査をいたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議第105号 財産の譲与について説明をお願いいたします。

○財務課長（小澤和博君）

おはようございます。

議第105号 財産の譲与について御説明いたします。

議案書の55ページを御覧ください。

当案件の提案理由は、市の財産を譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

財産の概要ですが、譲与する財産は、旧の馬瀬体育館で、鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき2階建て、延床面積は1,031.32平方メートルです。

譲与する相手方は、豊実精工株式会社、代表取締役 今泉由紀雄氏です。

譲与する理由を説明します。

市が譲渡した旧馬瀬中学校校舎を有効活用している豊実精工株式会社が、新たな事業展開としてクロムを使用しない金属メッキ事業の大型製品の生産を、馬瀬体育館を活用し実施したいとの申出を受け、その事業拡大による当該財産の活用に対し、施設利用者や地域の理解が得られ、雇用の創出や馬瀬地域のさらなる活性化が期待されると判断したことから体育館を譲与するものです。馬瀬体育館については、市内の体育施設の見直しの中でも築40年を経過しており、体育施設としての維持が難しい状態との判断と併せ、旧馬瀬中学校校舎と同様の扱いで建物について譲与するものです。

続いて、委員会資料の1ページをお願いします。

こちらで、建物の写真を御覧ください。

建物の正面からの写真や航空写真で物件の確認をお願いします。

また、次の2ページには、参考として土地関係の資料もつけさせていただきました。

土地については、売却を予定しており、価格は不動産鑑定価格による平米単価1,900円の364万としています。なお、旧馬瀬中学校校舎の売却単価1,450円との違いについては、今回の敷地が平場の全面宅地に対し、売払い済みの中学校校舎敷地については、現況で一部裏の山林部分を含んでいたことから単価に差が生じております。

また、3ページ以降に参考資料として、譲与契約書を添付しております。

内容については、旧馬瀬中学校校舎の譲与契約と同じ内容で、所有権移転、引渡しについては第3条に、指定用途は第6条に工場施設の機能としてとうたっております。

次ページの4ページの第9条には譲渡禁止条件を、以降の条文で違約金や損害賠償などの条項を設けております。

財務課からの説明は以上です。よろしく御願いたします。

○馬瀬振興事務所長（山中明美君）

おはようございます。

私のほうからは、委員会資料7ページ、馬瀬体育館を利用した豊実精工株式会社の事業について御説明をさせていただきます。

1番目、金属メッキ事業についてでございますが、先ほど財務課長より御説明のありましたとおり、クロムを使用しない金属メッキ事業（エリン事業）の拡大を目指しており、旧校舎部分で

は賄えない大型製品の試作を馬瀬体育館で行われるものでございます。大型のエリン処理試作の依頼ユーザーとしまして、現在9社から依頼を受けておられ、主なユーザー3社をこちらに掲載しております。1つ目は、住友重機工業株式会社から射出成型機、2つ目はTHK株式会社からリニアガイド、3つ目、トヨタ自動車株式会社から車体等のプレス型となっております。

2番、今後の事業見込み等でございますが、この試作業務等で今後10名程度の雇用を予定されておられます。参考までに、令和5年11月1日現在で、馬瀬事業所の従業員14名中、地元雇用者が10名おられます。内訳としましては、馬瀬5名、萩原4名、小坂1名でございます。また、将来的には、水素を利用した燃料電池事業を検討されると伺っております。以上でございます。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第105号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島達也君）

おはようございます。

確認したいんですが、まず1つは、大変ありがたいというふうに歓迎といたしますか、雇用も考えてみえるし、最先端な事業に取り組んでみえるというふうに思っております。

これは売却するときの条件として、現状を理解していただいて売却するということになっていきますが、今の通常損耗とか経年劣化ということがあるということを確認してみえるんですが、どの程度の状態になった、耐震化とかですね。一応そういう状態を現状渡しということだと思っておりますが、ちょっとその辺の詳細を説明してください。

それとクロムを使わないメッキということで、この前も質問したと思いますが、メッキというのは、これは完全に水は使わないという理解でいいですか。排水はあるのか。超一級の馬瀬川という河川がありますので、ちょっとその辺の確認をもう一回、エリン事業って分かれば説明してください。取りあえず以上。

○財務課長（小澤和博君）

今の建物についてですけれども、40年以上経過しておるということですのでけれども、耐震性の確保はあるというふうに見ております。ただ、こういった条文にしておりますのは、後にトラブルに発生しないようにということで明記をさせていただいておるということですので、よろしくお願いたします。

○馬瀬振興事務所長（山中明美君）

まず、クロム処理につきましてでございますが、世界基準でいきますと、かなりそういうメッキの基準というのは厳しいということをお伺いしております。今後、世界基準に合わせた事業を展開していくというところで、その厳しい基準に合わせたクロムを使わない技術を開発したいということで試作を行われるということをお伺いしております。

そして、先ほどの水処理のことでございますが、粉体、粉状ですね、そのものをそういう処理

を行われるということで、水処理はされないということを伺っております。以上でございます。

○委員（中島達也君）

ありがとうございました。

メッキというと、必ず水を使うというイメージがあったんでちょっと質問しましたが、そういう粉末、要は残留物というかそういうのが出ると思うんですね。その辺の処理のほうもしっかりやられていると思うんですが、ちょっとそういったようなことも一度把握しておいていただきたいなというふうに思います。

特に、この飛騨川水系というのは環境基準も排水基準も非常に厳しい地域ですので、そういう意味では、特にこういったメッキなんてなると、一般企業ではなかなか設置できない、事業化できない地域だと思っております。

それから、今の建物の耐震はあるということで確認しましたので結構です。ありがとうございました。

○委員長（尾里集務君）

そのほか、ありませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第105号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第106号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について御説明をよろしくお願いたします。

○まちづくり推進課長（青木一英君）

よろしくお願いたします。

議案書の57ページをお開きください。

議第106号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について。

次のとおり、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

施設の名称は、下呂市下呂交流会館。

指定管理者となる団体は、岐阜県下呂市森2270番地3、一般財団法人下呂ふるさと文化財団、代表理事 二村文康。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。令和5年11月29日提出。

提案理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、総務教育民生常任委員会資料9ページを御覧ください。

1から3については説明が重複いたしますので、省略させていただきます。

4. 指定管理者の募集方法は、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項のただし書に基づき、特定指名による選定をしました。

5. 指定管理料、1億4,571万8,000円です。令和6年度予算額です。

6. 指定管理者の選定理由について説明いたします。

下呂交流会館は、平成22年に開館し、演劇、講演会、発表会など高度な芸術から市民ユースまで様々なニーズに対応する文化施設と、プロリーグや学校体育連盟による大会が開催できるスポーツ施設を主とした複合施設であります。

当施設は、平成25年から指定管理者による管理運営を行っており、今年度まで2期10年にわたり当該指定管理者候補者が指定管理を行ってまいりました。安定した行政サービスの提供や事業効果など市の施設として目的を果たす上で最も適した団体であることから特定指名しております。

特定指名者について、一般財団法人下呂ふるさと文化財団は、旧下呂町が地域の文化振興を目的として100%出資して設立された団体であり、下呂市に受け継がれております。地域文化と伝統芸能の保護育成を図り、芸術の普及・向上に関する事業を行っている地域に密着した団体です。また、下呂交流会館の設立に当たっては、平成21年4月から開館準備業務を行っており、開館後も一部業務を受託し、平成25年からは指定管理者となっております。

同法人においては、長年の管理業務により、ホール管理において安全管理をはじめ、機材管理などの管理業務、操作技術の提供、プロ興行スタッフとの調整など専門知識と経験を必要とする舞台技術職員をはじめとする文化振興に資する職員のみならず、交流人口を目的にアリーナで大規模なスポーツ大会の誘致や開催、快適に開催できる施設の管理などスポーツ振興に資する職員も備えており、複合施設という様々な団体が利用する特別な施設においても安定したサービスを提供することができます。

過去の指定管理と比べ、状況が変わっている内容につきまして、今回、指定管理者の募集においては、指定管理仕様書に前回からの変更はございません。ただし、指定管理料の算定においては、昨今の電気料金の高騰分を見込むとともに、大規模な施設整備費については、指定管理料とは別に市の予算で対応することとしております。

10ページから11ページにかけて、7. 施設の概要を掲載しておりますので、御確認ください。
次に、現状についてです。

アリーナは、市内スポーツ団体の定期練習や大会、学校体育連盟の大会等が快適に開催できる施設として定着しております。また、プロリーグの大会、高等学校等の大会、合宿が開催できるクオリティーの高い施設としても注目されております。ホールでは、市内小・中学校や音楽教室等の発表会、高等学校吹奏楽部や市民吹奏楽団のコンサート、大規模式典や会議等にも利用されております。市民要望を捉え、多くの市民に喜んでいただける内容の各種演劇等も開催しております。

利用者数について、令和5年度はコロナ禍以前の令和元年度比、80%程度の回復を見込んでおります。今後の利用促進に当たっては、令和6年度に2024全国高等学校総合文化祭、清流の国ぎふ文化祭2024や令和7年度ねんりんピックなど大型イベントでの利用や下呂温泉観光協会と連携し、コンベンション助成金制度の紹介と併せて、市外の団体や旅行会社等へPRを行い、合宿や大会等の誘致活動を行ってまいります。

施設管理運営に当たっては、開館から13年が経過し、設備や備品の経年劣化による修繕や更新

が必要となってきました。利用者の安全確保や安定したサービス提供ができるよう、必要な経費と費用をかけて管理運営をしていく必要がございます。

最後に、本施設の指定管理の過去3年間の決算額の推移を掲載しております。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第106号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（中島達也君）

何回もすみません。

一応、指定については問題ないと思います。実績のある財団ですので、手前みそですが、私も昔ふるさと文化財団の理事をやっていたので、その辺のいきさつはよう分かっておるつもりです。

それで今申し上げたいのは、ホール、それからアリーナ、県下にも誇れる施設だと思うんですね。これができたことによって、市民の文化・芸能とかスポーツとか、トップのそういったものを見られる施設として大変ありがたいなと思っておるんですが、1億5,000万弱の指定料を払っておるんですが、これは前から申し上げておるんですが、要は下呂市内の公共施設の中で、要はネーミングライツというんですかね、命名権、これは絶対検討していただきたいんですよ。

特に、下呂市にゆかりのある企業さんなんか積極的にアプローチしていただくようなことができないかということで、例えば、何々交流会館とかですね、そういったようなことで、そのことによって少しでも維持管理のほうに回せるんじゃないか。特にこれから本当に2万人になるんでしょう、2050年か2040年にね。財源が絶対不足するんですよ。やっぱりそういったことに、これから必ず第3次総合計画の中には入れていただいて、検討していただきたいと思います。

あと誘致なんですけど、例えば大きな企業の何とかカップ、バスケット大会とかバレー大会とか、湯けむり卓球は今やっていませんよね。あれでも全国各地から、本当に北海道から沖縄まで見えていたので、ああいったビッグなやっぱり大会もやっていただくようにしていただきたいと思います。答弁は結構ですので、ちょっと申し上げておきます。以上です。

○委員長（尾里集務君）

そのほか。

○委員（鷺見昌己君）

本会議でもちょっと確認させていただいたんですが、この交流会館のみならず、この指定管理について少し教えていただきたいのですが、この特定指名というのが非常に多いということで、この実績等による評価ということで分かるところですが、実際に各事業の効果とか目的が果たされていることの確認はどういう基準をもって確認をされているのか。当初の目的がどうやって示されているか。それと期待する効果がどのような効果があると、これの達成度というのがどのよう

な基準で検討されて、その上で、この特定指名に当たるというふうに多分検討されたと思うんですけれども、その辺の経緯が分かれば教えてください。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

指定管理につきましては、まず基本協定の統一的運用というものを内部で定めさせていただいております。

まず、指定管理の期間のお話から少しさせていただきますと、基本的には一律3年というのがまずベースになっています。ここに対し、対象施設の収支実績とか管理運営上のリスク移転とか、支出の指定管理料を考慮して、指定期間を延ばしたり縮めたりするということをしております。

例えばということでお伝えをさせていただきますと、全ての収入、それから支出リスクを指定管理者が担い、指定管理料の支払いが一切ないというような場合、これについては指定管理期間は5年ということで、次回更新時においても特命での更新を認めるというような規定を設けています。その支出リスク等に応じて、1年から先ほど言った5年の範囲の中で、期間、それから特定指名についての運用基準を定めさせていただいております。

これがまず基本ではございますけれども、そこにそれぞれの施設の特殊事情等も加味し、最終的な結論を得ているということでございます。この基準に基づいて得た結論を政策会議、庁内の内部会議で詰めさせていただき、さらにその結果を選定委員会にも持込みをさせていただき、選定委員会は現地の視察等も行った上で、その我々からの御提案について御了承をいただき、指定期間、それから特定指名についての了承をいただいているという手順でございます。以上です。

○委員（鷲見昌己君）

ありがとうございました。

当然適正にそういう審査をされていることと思いますが、今の支出基準とかその部分は特に一番大事な部分なので分かるのですが、効果の目的ですね、目的という部分が、実際にどういう、例えば項目をしっかりと上げていて、これが達成度が80%、何%というようなことは確認されているのか、現地を見るとかはいいんですけれども、その場合は、どうしても人による差が出ちゃいますので、やっぱりそういうような何かの基準があるのかどうか教えてください。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

施設のそれぞれの効果というものは御理解いただけるものとは思いますが、それぞれの施設によって当然違ってきますので、なかなか統一基準というものは設けることが難しいというのが現実です。したがって、個々の施設の状況、それから効果というものは、それぞれの担当課の中で定めさせていただいたものを政策会議、それから選定委員会のほうにも御報告をさせていただき、御理解を得ているというのが実態でございます。以上です。

○委員長（尾里集務君）

そのほかございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第106号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第107号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について御説明をよろしくお願ひいたします。

○まちづくり推進課長（青木一英君）

議案書の59ページをお開きください。

議第107号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について。

次のとおり、指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

施設の名称は、下呂市萩原あさぎり総合グラウンド、下呂市萩原あさぎり体育館、飛騨川公園及び桜谷公園。

指定管理者となる団体は、岐阜県下呂市萩原町羽根1696番地の1、特定非営利活動法人萩原スポーツクラブ、理事長 二村象史。

指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。令和5年11月29日提出。

提案理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、総務教育民生常任委員会資料13ページを御覧ください。

1から3は説明が重複いたしますので、省略させていただきます。

4. 指定管理者の募集は、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項のただし書に基づき、特定指名により選定いたしました。

5. 指定管理料2,521万5,000円。令和6年度予算額です。

6. 指定管理者の選定理由について御説明いたします。

指定管理の対象施設は、あさぎりスポーツ公園と総称される萩原あさぎり体育館及び萩原あさぎり総合グラウンド及び敷地内の各種施設と隣接する飛騨川公園及び桜谷公園です。当施設では、平成21年からあさぎりスポーツ公園を、翌22年度からは飛騨川公園、桜谷公園を含めた指定管理者による管理運営を行っており、今年度まで当該指定管理候補者が指定管理を行ってきました。安定した行政サービスの提供や事業効果など市の施設として目的を果たす上で最も適した団体であることから特定指名しております。

下呂市指定管理者選定委員会で、事業計画書の内容や事業者のプレゼンテーション及び質疑等による審査の結果を踏まえ、指定管理者候補者として決定しております。特定指名者について、特定非営利活動法人萩原スポーツクラブは、平成15年に総合型地域スポーツクラブとして設立され、本施設については、平成18年から管理業務を受託し、平成21年からは指定管理者としての管理運営を行っております。

長年の安定した運営の中で、市民利用者との信頼関係を築いており、市外スポーツ団体等との関わりの中で、スポーツツーリズムの拠点として施設利用に貢献しております。

また、同法人は総合型地域スポーツクラブとしてのスポーツ振興のみならず、仲間づくり、地域づくりにつながる活動を理念として掲げ、スポーツに限らない様々な活動を通じた施設運営、施設利用の促進が可能であると考えております。

過去と比べて状況が変わっている内容について。

今回の指定管理者の募集においては、指定管理仕様書に前回からの大きな変更はございません。指定管理料の算定においては、昨今の物価高騰を見込んでおりますが、飛騨川公園では、大型遊具設置による利用者増を見込み、自主事業運営による収入増を検討します。

14ページから16ページにかけて、7. 施設の概要を掲載しておりますので、御確認をお願いします。

次に、8. 現状について。あさぎりスポーツ公園と飛騨川公園、桜谷公園は、令和4年度の利用者数が、令和元年度比93%まで回復しております。本施設は、飛騨川公園周辺エリアのスポーツ、健康づくり、行楽、余暇、休憩など多様な利用ができる施設であり、多くの市民が利用しているとともに、スポーツツーリズムの拠点として、グラウンドゴルフ大会やバスケットボール合宿での利用もございます。

また、施設管理においては、利用者と協働して野球場やテニスコートの整備を行うなど、指定管理者ならではの施設整備、維持管理を実施しております。今後は、飛騨川公園に大型遊具が設置されるのを機に、増加が見込まれる集客に向けた自主事業を実施し、収入増加を図る取組などを実施してまいります。

17ページには、本施設の指定管理の過去3年間の決算額の推移をまとめたものを掲載しております。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第107号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島達也君）

すみません、何度も。

非常に下呂市内でもスポーツ交流、あるいは、これから大型の遊具ができるということで、交流人口が望まれるというか拡充していくエリアだと思うんですが、まずこの前ちょっと提案したんですが、要は左折と右折の降りる、特に今飛騨川公園について申し上げておきますけど、ちょっとその辺は十分検討していただきたいというふうに思います。

それから、グラウンドゴルフ大会が今毎年増えておるということで大変ありがたいなと。公認コースになっていると思うんですが、今後はもう少し経済効果を期待するのに、例えば天領朝市に合わせてそういった大会を誘致するとか、やった方が買物をして帰っていただくというようなことも、一応スポーツクラブさんとの協議の中で、また1回検討していただければいいなというふうに思います。

以上、それだけ申し上げておきます。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

御意見ありがとうございます。

今の意見も参考にさせていただきながら、今後指定管理者との協議を進め、対応を進めさせていただきたいと思います。以上です。

○委員（中島新吾君）

説明の一番最後のところで、今度、大型遊具ができて、それに対応した自主事業という言葉が使っているんですが、ちょっと私はイメージが湧かないので、どんなのを、構想を持ってみえるのか。

○まちづくり推進課長（青木一英君）

飛驒川公園にはバッテリーカーのコースがございまして、以前100円で動くバッテリーカー等、そういうものを稼働させておりましたが、老朽化してからどんどんそういうものが撤去されておりました。

これを機に来場者が増えますので、そうしたバッテリーカー、あるいは園内をレンタルサイクルで走る、いろんな形の自転車、あるいは収入にはつながらないかもしれませんが、いわゆる竹馬でありますとか、ああいった来場した方が手軽に楽しめるいろんな楽しみ方を園内に設けてお楽しみいただけるような公園にしていきたいというふうに話しております。以上です。

○委員長（尾里集務君）

そのほかございませんか。

○副委員長（飯塚英夫君）

おはようございます。お願いします。

総務教育民生常任委員会の資料の16ページにあります施設の内訳の中の13番、桜谷公園の公園敷地というものの中にある施設についてお尋ねをいたします。

この公園敷地の中、隣接している響会館というのがあるんですが、響会館の今所管はどちらになっただけなのか、教えてもらっていいですか。

○建設総務課長（奥田達彦君）

今、響会館のほうは太鼓の団体のほうに譲渡しておるような形で。譲渡じゃなくてして指定管理。

〔「譲渡ですね」と呼ぶ者あり〕

譲渡をしておる形でやっています。すみません、以上です。

○副委員長（飯塚英夫君）

と申しますのは、響会館へアクセスする道路はどういう位置づけになっただけなのか分かりませんが、私の記憶するところですが、この桜谷公園、面積1万6,000平米、このほとんどが民有地やったと思うんですが、借地になっただけかと思っております。

ただ、このほとんどが荒地ではないですが、砂利敷きの駐車場、それから山林とかいろいろあるんですが、ちょっと整理して使わなくなったものはもう借りなくてもいいのか、その辺整理するようなことはこれからしていく計画はありますでしょうか。

○建設総務課長（奥田達彦君）

今委員が御指摘いただいたとおり、確かに今までは駐車場とかそういったことで利用、用途ありましたけれども、今飛騨川公園ができたことによって、かなり桜谷公園の目的とかそういったことが、機能が集約されて、利用者が以前とみますと減っております。

その辺を今度指定管理をもし受けていただける決まりましたスポーツクラブと、その辺も6年度以降にどうしていくかということをしっかり決めていきたいと思います。

また、今御指摘がありましたように、借地がやっぱり5名の方に借地をしていますので、その辺の方も、ただ返しますよといっても、その返し方もありますし、その辺の新たな利用方法がまた見つかりましたら、そういったことで有効利用していきたいと思いますので、その辺しっかり検討していきたいと思います。以上です。

○委員（田中副武君）

これまでの災害で、飛騨川公園の中の河川遊歩道の護岸が崩れてというようなことで復旧は済んで、あの辺一体が安心できる施設になったのかなというふうに思いますけど、国道から降りてくる道のグラウンドから上の部分ですよ、三角になった、あそこの中でもちょっと谷があって、その1か所は、たしか農林のほうで、堰堤のかさ上げ等をやっていたことがあるわけですが、あの辺の景観であったりとか、下にある小水路というんですか、オープンカットの水路がありますけど、あの辺の整備というものもちょっと併せて必要になってくるんじゃないかなとなんていうふうに、あそこで立ってみて、そんなふうにも思ったんですが、その辺の計画とか管理の仕方ということについての考えをちょっと伺いたいなあ思います。

○建設総務課長（奥田達彦君）

今委員がおっしゃった場所は、今度、トイレを今度6年度予算でまた計上させていただきます。そのときに、あの周辺を全て整備するという計画はございませんけれども、そのトイレを置いたことによって、また景観とかそういった、先ほども言いましたように利用用途とか、皆さんも御意見が、公園利用者の御意見があると思いますので、その辺も検討していきたいと思います。以上です。

○委員（田中副武君）

ありがとうございます。

また、大水というか災害でここもつかったことがあるようなことがあるというようなことで、いろんな部分でそれに対応できるような、早くに復旧できるような対応というようなことも必要かなというふうにも思いますので、安心して安全で遊んでいただける施設ということで、いざ災害が起きてもすぐに復旧ができるような仕組みというのも当然必要なのかなということを見ると、やっぱり排水であったりとか、そういうものをしっかり整える必要があるのかなというふうに思いましたので、その辺も検討して手を加えていただくと安心できるのかと思いますので、よろしくお願いをします。以上です。

○委員長（尾里集務君）

そのほかございませんか。

○建設総務課長（奥田達彦君）

先ほど、飯塚委員のほうから質問がありました響会館のことですが、すみません訂正させていただきます。

今、響会館は、無償貸付けという状態になっています。失礼いたしました。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

先ほど公の施設の特定指名について、内部基準について御説明をさせていただきましたけれども、誤解のないようにというところで、補足の説明を追加させていただきます。

まず、そもそもの話として、条例の中で公募については、原則公募ということをおうたっております。その上で、ただし書規定がございます。公の施設の機能とか性質等を考慮し、合理的な理由があると認められるときは、公募によらず指定管理者の指定を行うことができるという、できる規定がございます。

これを受けまして、規則のほうでは、公募によらない選定理由として、1つとして、専門的または高度な技術を有する法人、その他の団体が客観的に特定される時、2つ目として、地域の人材活用、雇用の創出など地域との連携が相当程度期待できる時、3つ目として、現にその管理の委託を行い、または指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理している者が引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できる時という3つの規定を設けております。もう一つ、4つ目が公募に対し応募者がいない時という4つでございますので、これがまず大前提としてあり、さらに内部基準を設けているということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○委員長（尾里集務君）

以上で、議第107号について質疑を打ち切ります。

続きまして、議第109号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について御説明をよろしく願います。

○こども家庭課長（二村卓良君）

よろしく願います。

それでは、議案書63ページを御覧ください。

議第109号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定についてでございます。

1. 施設の名称、下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園、下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションでございます。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町萩原600番地1、特定非営利活動法人サン・はぎわら、理事長 青木幸美。

指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。令和5年11月29日提出。

提案理由は、地方自治法244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。それでは、委員会資料の19ページを御覧ください。

1から3については説明が重複いたしますので、4から説明をさせていただきます。

4の指定管理者の募集方法ですが、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項ただし書に基づき、公募によらず特定指名により選定を行いました。

5の指定管理者の選定理由でございます。

当該法人は、平成19年度から17年間みなみこども園を、平成27年度から9年間きたこども園を、平成31年度から5年間わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者として運営管理業務を行っていただいております。17年間にわたるこども園等の運営の中では、地域の方々の協力を得ながら、地域文化や伝統を取り入れた保育サービス等の提供が行われていることや、提供された保育サービスの実績から保護者や地域との信頼関係が構築されており、継続して安定的な保育サービスの提供が行われることが期待できることから特定指名といたしました。

資料20ページの6の施設の概要については、御覧のとおりでございますが、2)のきたこども園については、前回更新時より敷地面積と延べ床面積が増加しております。

これは、隣接する萩原北児童館を現在建設中の下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設に移設し、その空きスペースに新たに萩原北子育て支援センターを連携施設として開設し、きたこども園に含めて指定管理とするためでございます。

続きまして、7のその他事項でございます。

本指定管理では、みなみこども園、きたこども園、わかあゆ子育て・保育ステーションを一括して指定管理業務を行うこととしておりますが、3施設を一体的に運営管理することにより、萩原、馬瀬地域におけるより広域的な連携や効率的な職員配置、雇用調整等ができることから、より安定的で質の高い保育サービスの提供が期待できます。

指定管理期間については、安定的で持続可能な保育サービスの提供等も考慮し、長期的な指定管理期間も考えられるところですが、深刻に進む少子化問題や子育て世代の保育サービスのニーズの変化、特に未満児保育、その他社会情勢の変化を見据えながら、必要に応じたサービスを適切に行っていく必要があることに加え、新たに令和6年度から3年間、下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理も当法人で行う予定であるため、その期間に合わせて3施設の指定管理期間も3年とするものでございます。

資料21ページの8に参考として、令和2年度以降の当該3施設の入園者数を掲載しております。なお、令和6年度につきましては、12月1日時点での入園申込者数となっておりますので、御了承ください。

最後に、指定管理料について御説明いたします。

こども園の指定管理につきましては、今回議決をいただければ、施設の管理運営の基本項目を定めた基本協定、今回の場合ですと3年間の基本協定となりますが、その基本協定を指定管理者と締結いたします。その後、指定管理者の人件費等を勘案しながら、次年度の指定管理料を精査

し、新年度予算の議決を経てその年度の指定管理料を記載した年度協定を毎年締結していくという流れになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議第109号の説明を終わります。御審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第109号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なし。

以上で議第109号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第110号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について御説明をよろしく願いいたします。

○こども家庭課長（二村卓良君）

よろしく願いいたします。

それでは、議案書65ページを御覧ください。

議第110号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について。

1. 施設の名称、下呂市立かなやまこども園。
2. 指定管理者となる団体の名称。岐阜県下呂市金山町金山2301番地3。特定非営利活動法人ふるさと金山、理事長 佐古保。

指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。令和5年11月29日提出。

提案理由、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、委員会資料の23ページを御覧ください。

1から3については説明が重複いたしますので、4から説明をさせていただきます。

4の指定管理者の募集方法ですが、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項ただし書に基づき、公募によらず特定指名により選定を行いました。

5の指定管理者の選定理由でございます。

当該法人は、平成22年度から14年間かなやまこども園の指定管理者として運営管理業務を行っていただいております。14年間にわたるこども園の運営の中では、地域の方々の協力を得ながら、地域文化や伝統を取り入れた保育サービス等の提供が行われていることや提供された保育サービスの実績から保護者や地域との信頼関係が構築されており、継続して安定的な保育サービスの提供が行われることが期待できることから特定指名といたしました。

6の施設の概要については、御覧のとおりでございます。

資料24ページ、7のその他事項でございます。

本指定管理では、かなやまこども園の運営管理を行うこととしておりますが、当該法人は隣接する児童館運営業務も請け負っており、金山地域における中核的な子育て支援団体として総合的な子育て支援を行うことが期待できることはもとより、安定的で質の高い保育サービスの提供も見込まれます。

指定管理期間については、安定的で持続可能な保育サービスの提供等も考慮し、長期的な指定管理期間も考えられるところですが、深刻に進む少子化問題や子育て世帯の保育サービスのニーズの変化、特に未満児保育等、社会情勢の変化を見据えながら必要に応じたサービスを適切に行っていく必要があることから、指定管理期間を3年とするものでございます。

8に参考として、令和2年度以降の入園者数を掲載しております。なお、令和6年度については、12月1日時点での入園申込者数となっておりますので、御了承ください。

なお、指定管理料につきましては、先ほどの議第109号の指定管理料と同様に3年間の指定管理期間について基本協定を締結後、年度ごとに指定管理料を算定し、議決を受けた上で年度協定を締結し、決定することといたします。

以上で、議第110号の説明を終わります。御審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第110号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

質疑なしとみなします。

以上で、議第110号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第111号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定について御説明をよろしく願いいたします。

○こども家庭課長（二村卓良君）

それでは、議案書67ページを御覧ください。

議第111号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定について。

1. 施設の名称、下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設。
2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町萩原600番地1、特定非営利活動法人サン・はぎわら、理事長 青木幸美。

指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。令和5年11月29日提出。

提案理由、地方自治法244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、委員会資料の25ページを御覧ください。

1から3については説明が重複いたしますので、4から説明させていただきます。

4の指定管理者の募集方法ですが、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項ただし書に基づき、公募によらず特定指名により選定を行いました。

5の指定管理者の選定理由でございます。

当該法人は、現在みなみこども園内に開設されている萩原子育て支援センターやきたこども園隣接地に開設されている萩原北児童館も移転し、教育支援センターも含めた複合施設として新たに整備されるものです。

当該法人は、現在萩原子育て支援センターや萩原北児童館の運営を受託しており、これまでも地域の資源や人材を活用した運営を行っていることや利用者との信頼関係が構築されていることから、子育て支援センターや児童館が新施設へ移設された後もこども園の運営と併せて効率的で安定的なサービスの提供が期待できます。

この団体について、下呂市指定管理者選定委員会において御審議いただき、指定管理者の候補者として適当であるとの選定委員会の選定結果をいただいたことから指定管理者候補者として決定いたしました。

それでは、資料26ページ、6の施設の概要を説明いたします。

所在地、萩原町萩原599番地、敷地面積1,200.32平方メートル。建物構造、木造2階建て、延べ床面積654.11平方メートルでございます。

なお、施設の愛称ですが、市内の未就園児からこども園、小・中学校、益田清風高校に在籍している児童・生徒の御家庭を対象に募集したところ、49件の応募がございました。その中から子ども・子育て会議の委員の投票等で候補を絞り込み、最終的に「ニコリエ (nicorie)」という愛称にすることを決定させていただきました。

応募者は、萩原小学校3年生の児童で、立ち寄ったみんながニコリとできる家のようなあたたかい場所になるようにとの思いが込められてございます。

続きまして、7の指定管理者の概要でございます。

指定管理者は、特定非営利活動法人サン・はぎわらで、これまでの業務受託等の実績は、平成19年度からみなみこども園の指定管理、命のふれあい講座の業務受託、平成27年度からきたこども園の指定管理、萩原北児童館の運営業務受託、平成31年度からわかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理、令和3年度からファミリー・サポート・センターの運営業務受託を行っております。

8の指定管理者が行う業務の内容でございます。

まず、(1)の施設の運営に関する業務としましては、ア、下呂市子育て支援センター事業実施要綱第3条に定める事業、イ、下呂市児童館条例第3条に定める事業、ウ、下呂市子どもの居場所づくり事業実施要綱に定める事業、エ、管理運営に関する経理、オ、事業報告等に関すること、カ、その他事業の運営上必要と認められる業務でございます。

続いて、資料27ページ、(2)施設及び設備の維持管理に関する業務です。

ア、施設の維持管理に関する業務、イ、設備・備品等の維持管理に関する保守業務、ウ、その

他施設及び設備の維持管理上必要と認められる業務としております。

最後に、9の指定管理料でございます。

指定管理料につきましては、先ほどの議第109号、110号のこども園の指定管理料と同様に、3年間の指定管理期間について基本協定を締結後、年度ごとに指定管理料を算定し、議決を受けた上で、年度協定を締結し、決定することといたします。

以上で、議第111号の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第111号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○副委員長（飯塚英夫君）

委員会資料の26ページの8番の中にあります、ウの下呂市子どもの居場所づくり事業、私の一般質問したところのフリースクール相当の施設でよろしいですか、伺います。

○教育長（中村好一君）

この施設の中に、教育支援センターを置かせていただきますので、そこに今回は議会で話をしましたふらっとをいれさせていただきます。その中で、ここから特に萩原地区の小・中学校の不登校生徒などを中心に、そしてほかの地域についても、ここに相談をすると、相談しやすいところ、そのニーズに合ったところにつないでいくというような方向で動いていこうと考えております。以上です。

○委員長（尾里集務君）

そのほかございませんか。

○委員（中島新吾君）

ちょっと変な質問をしますが、ここの指定管理料ですけど、ほかの3つの施設は、子育て支援専門というかそういう形の施設の指定管理料で、ある意味一括できるというかまとめられる、ここはやっぱり今話が出たように、もっと幅広い対応をするわけやもんで、そういう指定管理料の規定、決めるときね、その後の対応にしても、別という格好で考えるのか、サン・はぎわらということにくくってしまうのか、そこら辺ちょっと考え方を教えてください。

○こども家庭課長（二村卓良君）

指定管理につきましては、サン・はぎわらさんを指定管理候補者として選定しております。中のスタッフにつきましては、サン・はぎわらのこども園に勤務してみえる保育士等も含めましてスタッフの配置を行うということでございますので、サン・はぎわらさんを前提とした指定管理ということで考えております。

失礼いたしました。

指定管理料につきましては、こども園の指定管理料とこの施設の指定管理料は別建てとして考えております。

○委員長（尾里集務君）

そのほかございませんか。

[挙手する者なし]

委員にお諮りいたします。

委員外議員の9番議員より質問がございました。皆さん、許可してもよろしいでしょうか。いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

許可が出ましたので、委員外議員ですが、9番、質問お願いいたします。

○委員外議員（今井政良君）

1点だけちょっと確認したいんですが、よろしくお願ひします。

25ページの指定管理の選定理由の中で、萩原北児童館がありますね。そこが今使われておるんですが、この統合された場合、その後ここの北児童館の運営についてどういった形でやられるのか教えてください。

○こども家庭課長（二村卓良君）

北児童館につきましては、新しい施設のほうに移設を考えております。

その後、空きスペースについては、萩原北子育て支援センターというものを新たに開設する予定でございます。その子育て支援センターも含めてサン・はぎわらのほうで指定管理を行っていただくという予定でございます。

○委員長（尾里集務君）

以上で、議第111号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第113号について御説明をよろしくお願ひいたします。すみません。

○総務課長（佐伯克典君）

議第113号について説明をさせていただきます。

議案書の71ページを御覧ください。

議第113号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。

昨今の賃金上昇等の社会的要因を勘案し、議員報酬を引き上げることにより下呂市議会議員のさらなる議員活動の充実、議員活動内容の可視化、若者や女性の参画の促進につなげ、もって持続可能な市政運営に帰するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をさせていただきますので、議案書の73ページを御覧ください。議案書73ページです。

改正理由は、先ほどと同様でございますので、次の概要から説明をさせていただきます。

(1)です。議会議員の報酬の額について、議会からの要望を受け、市長の諮問に応じて、下呂市特別職報酬等審議会の審議を経て、答申がありましたので、下表のとおり、報酬額をそれぞれ3万円引き上げるものでございます。

(2)です。この条例は、令和6年4月1日から施行いたします。

私からの説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第113号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島達也君）

この前、こういったお話を説明していただいたときに、ラスパイレス指数ですね、これを参考にしてほしいということを申し上げておったんですが、どのような検討といいますか、判断というか基準というか、ちょっとその辺をもしこういうふうにしましたよということがあったら教えてください。

○総務課長（佐伯克典君）

もちろんラスパイレス指数についても数字をちょっとはじいて、大体どのぐらいになるのかというものを数字として持ちまして、審議会のほうにもその旨をこちらのほうからも説明をさせてもらっております。

ちなみに、平成17年当時ですと91.5というラスパイレスでした。令和3年直近でいきますと、97.4、大体そこら辺の横ばい状態ということで、そこを勘案しますと、約28万7,000円ぐらいになるということでございます。以上です。

○委員（鷲見昌己君）

今回のこの議員報酬の引上げについてですが、先ほどの説明も、こちらから出しているところなので、これについて否めるものではございませんが、社会的要因という部分でこの金額を引き上げるといえることはあるかもしれません。しかしながら、その後の説明の中の若い人たちとかが新たに参画をしていくと、そういうことのための額でいうと、多分効果としては非常に少ないというふうに私は認識しております。

前にも水を差すつもりはないという話をさせていただきましたけれども、やはり二元代表制として議会活動をしっかり行っていく、議員をしっかりと専門としてやっていくには、やはりもう少し議員報酬というのはしっかりした賃金を保障するという部分にならないと、若い子たちはなかなかそれを職業としてしっかりと出てくることは私はないのではないかとというふうに思っています。

そういう意味でいくと、考え方の中で、今後、これが課程としてやはりそういう状況へしっかりと議会側からもこの話があったときに、また検討されていくということがあるのか、これは1回、今までも何度か上げるという議論があつてうまくいかなかったという話も聞いておりますの

で、この辺が今どのようなお考えを持たれているのか、教えてください。

○総務部長（今瀬成行君）

今ほど委員の御質問ありましたが、委員会、委員さんの中でも当然たくさん意見をいただいております。若い人への期待、今後は女性の参画の期待というところもありますし、ただ以前からお話がありました前回の答申のときにもお話がありました議員活動の可視化等も含めて諸条件を鑑みてこの金額をはじいていただいておりますということで、今後その辺りがもう少し改善されてきたり、若い人の参画が増えてきたりすれば、その見直しも継続的に実施をしていきたいということも委員さんのほうからもいただいておりますので、私どもとしまして、これがゴールではなくて、始まったところというふうに認識をしておりますので、そこは議会の皆様方とまた御相談しながら、議会からの要望も受けながら審議会に諮って市民の方の意見を最大限尊重しながら議員報酬を決定していきたいというふうに思っておりますので、御理解をよろしく願います。以上でございます。

○総務課長（佐伯克典君）

数字的な話だけです。

全国の5万人以下の市の議員報酬の平均額が33万5,000円、それから岐阜県の平均賃金が約28万弱ほどというところもあります。

今の仮に30万円と想定した場合に、大体年収で520万円近くになるというところがございますので、申添えをさせていただきます。

○委員長（尾里集務君）

そのほか。

○委員（中島新吾君）

この話合いをこっち側で議員のほうでやるときにも、私何度も発言したんですが、今1番議員が言われたように、やっぱり若い人、今現役で仕事をしている人たちがやっぱり議会に出て来られるような条件、これを整えていくということはとても大事なことで、でないとなんか立候補する人が足りないという現実に関西圏で出ているわけで、その対応は必要だと思います。

今も言われましたが、議会の可視化、そして市民にこういう活動をしているよと、しっかり伝えていくというこの部分が我々の側にまだまだ足りない。自分も活動として反省せないかんのですけれども、議会としてもその部分が足りないと思います。議会改革に取り組んでいることは取り組んでいるけど、それが本当に市民に伝わっているのか、見えているのかという点ではまだまだ足りないと思います。

3万円上げることがさっきも出ていましたけれども、ストレートに、じゃあ議員になるかということになるかということ、これはかなりクエスチョンだと思います。そうはいつても、3万円で年間計算すると、私が大ざっぱに計算すると8,000万ぐらいになると思うんですよ。総額で、全てを。

ということは、それだけの大きな金額を上げる、その効果というか、効果という言い方はおか

しいですけれども、言わんとする意味は分かっていたらと思うんですけど、今これだけ社会情勢が悪くて、市民生活が大変なときに、私も一般質問で市民生活を応援ということで発言をしているんですけれども、その中でこの金額を使ってということがやっぱり市民との関係でいくと、考えたほうがいいんじゃないか。

ほかの市では選挙費用、公営選挙にして宣伝カーやとかポスター代を見るというようなことをやったりして、直接報酬じゃなくて、そういう部分を広げるという取組はやってみえます。

そういう意味で、もっと工夫することが、執行部に言っているわけじゃなくて、こっち側で議会の側でできるんじゃないかという思いがあります。そういう意味で、時期として8,000万円も使ってやるという、時期として思います。もっと延伸したほう、後に延ばしたほうがいいんじゃないかという思いでいます。

それについてどう考えますかとは聞きません。そういうやり取りするところではありませんので。

○総務課長（佐伯克典君）

ちょっと私どもで試算をしますと、大体増額分が報酬で700から750になろうかなと。これは14名入れてですね。3万円仮に上がったとして、そのぐらいになると思います、上がる部分が。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

議第113号について質疑、その他ありませんか。

○委員（田中副武君）

このことについてちょっといろいろ皆さんから意見いただきましたが、これは前回報酬審議会の答申を受けてからの課題として議会改革のほうでずうっと取り組んできたということで、正式に市長に対して書面をもって議員報酬についても検討していただきたいという要望の中で、こういう形で御回答をいただいたということでもあります。

これは全てここに書いてある改正理由にも掲げられている部分の理由で3万円という金額が出てきたということで、この3万円という金額については、議会のほうから一度も声を上げたことがない。検討してくださいと言っただけで、この3万円についてどうこうということは、今言われたみたいに、もっと上げてほしかったというような意見も中にはありますし、今どうかというような意見もございましたけれども、議員の総意として、今回4月には改選があるということで、次回選挙に出られる若い方、また女性の方の参画をとという部分も踏まえてのこの今回の改正というふうで考えておりますので、この額は云々、上げていただいたということに関しては今総務部長のほうからも御回答いただきましたが、ここが出发点だというようなお話もいただきましたので、それを踏まえて、私たちの議員活動というものも襟を正して今後取り組む必要があるということだと思いますので、引き続きまた議会改革であったり、議員の中での協議というのがまた詰めていければ今後いい形になっていくのかなと思いますので、これは僕個人の進めてきた立場の人間としてお礼を申し上げたいと思いますので、お願いをします。

回答は別に要りません。以上です。

○市長（山内 登君）

この3万円というお値段のお話が出ていますけれども、これによって若者や女性の参画の促進、これは若者や女性の参画の促進という話をしていますが、これによってすぐ若者と女性がどうのこうのと、我々も言っているわけじゃございません。

一応やっぱり今最低なんですね、県下で。27万円というのは、飛騨市と下呂市。

人口とかあとは財政規模、市の規模、そういうものから勘案すると、県内を勘案すると、大体30万ぐらい。ほかの市町と平均がこれぐらいになるでしょうということで、我々は御提案をさせていただきます。これが最初で、またさらに今後上げていくということも、そこは市民にまた問うていかなければならないところで、市民がどのように判断されるか、最初からこれ5万円、10万円上げたときに、市民にどう説明するのかというのは我々も苦慮しました。そういうことからいけば、市民に取りあえず、御理解をしていただける議会改革という意味では、他の市町村とほぼほぼ同じくらいにはせめて上げましょうと。今は最低です。だからほかの人口規模とか財政規模と同じところにせめてやっぱり上げて、そして議会活動を活発にしていきたいという趣旨でこれは我々は申し上げておりますので、そのように御理解をしていただきたいと思っております。

またその時期的なこと、物価高のこの時期にやるのかということでございますが、当然そちらからも要望書の中にもそういう今度の改選の時期に合わせてということもありますし、今物価高だからとはいえ、賃金を上げましょうというところも今国のほうでは盛んに議論をされておりますので、そういう意味からいけば、物価高だから差し控えるとか、そういうことに僕はならないと思いますので、こういうときこそ上げるということも一つのこれは方法ではないかな。これについては、僕は市民は決してこれについてどうのこうのおっしゃることはないだろうと我々は思っております。

ただ、このお話、結構平成20年代から、いろんなお話をして、ずうっとこれは出てきておるお話でございますので、この委員会で決めるのがいいのか、全員の方が見えるところでしっかり話したほうがいいのかというのはまたちょっと別の問題となるかもしれませんが、議員の方の今の御意見をお聞きする中では、我々の思いはそういうことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

ほかに。

○委員（中島達也君）

ありがとうございます。時間をいただいて。

執行部のほうに質問するというよりか、議長が議会としての方向というのは若干触れられたと思うんですが、まず合併したときに、議員が26名だったんですね。当時26名ですね、局長。

それで、とにかくあのとき、議会改革委員会をつくったんですよ。まずは、どうするかといったら、まずは議員を減らそうというところから取り組んできて、改選ごとに2名ずつやって、現在の14名になってきたんですよ。

ですから、合併時の議会費から見れば、本当に4割ぐらい減っていると思うんですよ。総額議会費というのがね。そういう中で、ちょうど私も議長か何かをやっていたときか分かりませんが、当時の市長のほうに、要は審議会を開いていただいて、要は議員報酬について議論してほしいということで申し込んだんですね。それが出てきたのは、可視化を条件にということだったんですが、それからずっと待っていたけど、なかなか執行部からそういう提案が具体的になかったという経緯がありました。

だから、今回こうやっているいろんな社会情勢の中で、上げていただいたということは僕はありがたいなと思って。我々としては、自分自身はどんどんもうカウントダウンしていますので、いいんですけど、やっぱり少しでも上げていただくようなことは検討していかないかなというふうに思っております。上がった分だけはしっかり議員活動をやるということで述べさせていただきます。

○委員長（尾里集務君）

ほかにございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

以上で議第113号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第114号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をよろしく願いいたします。

○税務課長（杉山由美君）

お願いいたします。

それでは、議案書の75ページをお願いいたします。

議第114号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

条例要綱で御説明いたしますので、80ページをお願いいたします。

改正理由です。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令に伴い、当該条例の一部を改正するものです。概要をお願いいたします。

(1)産前産後に係る出産被保険者の国民健康保険税の減額について定めます。第23条関係です。

(2)出産被保険者の免除申請に係る規定を定めます。第24条の3関係です。

(3)この条例は、令和6年1月1日から施行します。附則第1項関係です。

(4)改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの、及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係です。

制度の詳細について御説明しますので、委員会資料の29ページをお願いいたします。委員会資料の29ページです。

1つ目の黒い四角の部分をお願いいたします。

今回の条例改正において、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険被保険者で出産される方の産前産後期間の国民健康保険税の免除規定を創設いたします。

その下の概要をお願いいたします。

対象となる方です。国民健康保険被保険者で、出産日または出産予定日が令和5年11月1日以降の方が対象となります。

次に、対象期間です。出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民健康保険税が免除されます。その下には、免除期間を図示しております。色のついた部分が免除期間となりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、対象保険税です。出産される方の産前産後期間の所得割額及び均等割額が免除の対象となります。

続いて、届出日です。出産予定日の6か月前から届出を受け付けます。

最後に周知方法です。11月、12月に出産された方へ案内チラシを1月に送付いたします。また、来年1月以降、出産・転入・国保加入の窓口手続の際に、該当世帯の方に案内チラシをお渡しし、御説明させていただきます。また、母子手帳交付時に案内チラシを配付させていただきたいと思っております。

なお、今回の免除対象となる被保険者の方は、本日現在2名見えると確認しております。

税務課からの説明は以上です。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第114号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

質疑なしとみなします。

以上で、議第114号についての質疑を打ち切ります。

ここで休憩をいたします。

開始は11時5分といたしますので、お願いいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長（尾里集務君）

それでは、再開させていただきます。

〔「訂正をしたいんですが」と呼ぶ者あり〕

はい、訂正。

○委員（中島新吾君）

さっき議員報酬の話の中で、8,000万というふうに言いましたけど、私、算定した基準を間違えていましたので、言われてちょっとやってみたら、あの部分は取り消しますので、訂正します。

○委員長（尾里集務君）

はい、了解いたしました。

続きまして、議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、御説明をよろしくお願いいたします。

○金山振興事務所副所長（中島康裕君）

よろしく申し上げます。

それでは、議第115号について御説明申し上げます。

議案書81ページをお願いします。

議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

提案理由でございます。

公共交通機関等の利用者の利便性向上を図り、かつ周辺の交通の円滑化を図るため当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は、条例要綱で御説明いたしますので、83ページをお願いします。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由は提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要。

(1) 金山駅前駐車場の一時的な使用による使用料200円を無料とします。これはJRや周辺店舗などの利用者の利便性の向上、朝夕の学生等の送迎による駅周辺の混雑を解消し、交通の円滑化と安全性の確保を図るとともに、機器更新による費用対効果を検討した上のものでございます。

また、出張や週末の外出などのJR利用者を考慮して、一時的な使用期間を3日以内と定めております。以上、別表関係でございます。

(2) この条例は公布日から施行します。附則関係でございます。

なお、11月29日の本会議で質問のありました駐車場内での事故についてでございますが、同条例第10条にもありますが、駐車場内において、駐車していたほかの車にぶついたり車同士で衝突

してしまったなどの事故を起こした場合は、原則として事故を起こした当事者同士で解決していただくこととなります。ただし、駐車場の設備や管理が原因で事故が起きたなど、駐車場側にその原因や責任がある場合は市が責任を負うこととなります。

以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第115号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（森 哲士君）

今のこの市営駐車場の金山の件なんですけれども、要はこの無料にするというところの中で、1つの原因がゲートが壊れて更新をするか、もしくは修理が不可能というようなところでこういうふうになったという経緯を聞いたんですが、どのぐらいかかるんだったかね、その今のゲートを直す、もしくは更新するには。

○金山振興事務所副所長（中島康裕君）

業者からの提案というか、見積りを徴取したところ、設置と機器込みで、税抜きで1,321万円、おおよそ1,400万円、税込みでかかるという算定になっております。

○委員（森 哲士君）

結構な金額がかかるということなんですけれども、昨日の下呂病院のリハビリ棟の駐車場の工事の中で、総額の費用の見込みの中で、駐車場の精算システムの設置工事で300万5,800円というような数字が出たんですけれども、要はシステムが違うとか、その辺のことがちょっとこちらのほうでは分からないので、この金額の相違が分からないということと、もう一つ、3日以上止めるということに対しては控えてもらいたいというようなところの中で、この3日というカウントは誰が管理していくのかということはどうなのかということをお願いしたいと思います。

○地域振興部長（小池雅之君）

今ほどのリハビリ棟跡地の駐車場との金額の差異ということでお答えをさせていただきます。

リハビリ棟跡地の駐車場の駐車場料金精算システム設置工事のことだと思いますが、こちらのほうは来年度の設置工事ということで、機器につきましてはリースを検討しておるということで、令和7年度からリース料として発生するというふうに伺っております。

それで、既存の幸の瀬駐車場の機器もリースでやっておるということで、月26万ということで、年間315万ほどかかっているということでございます。ですので、先ほどの振興事務所副所長の申しました金額につきましては、機器を購入して設置という場合の金額になります。

○金山振興事務所副所長（中島康裕君）

2点目の3日以内の関係でございますが、当面はうちの職員が平日等は現地を見ながらということになると思いますが、それ以外に看板が、既設の看板も書換えが必要ですので、そちらで3日を超えて御利用される場合については振興事務所に一報いただくような表示はしたいと思って

おりますので、そのような対応を考えております。

○委員長（尾里集務君）

3回目ですけど、森委員。

○委員（森 哲士君）

すみません。今の質問で関連なので、関連といいますか、ちょっと続きをさせていただきます。3回目ですが、申し訳ないです。

今のリースであれば、リース会社が修理をしてメンテをするというのが基本やと思うんですけども、その辺のことはどういう契約になっているのかということと、それから、今の3日間は看板で啓発するというようなところだと思いますけれども、それしかやむを得ないのかなと思います。職員にはあまり負担のかからんような管理をしていかないと気の毒なので、その辺もというところで。

その今のリース料、リースに関しては、リース会社がやはりメンテはするのではないかとこのように思いますが、その辺どうなんですか。

○地域振興部長（小池雅之君）

既存の今の金山駅前駐車場については、リースではなくて購入して設置したものということで、先ほどのリースというのは、今の下呂温泉の幸の瀬駐車場はリースでやっているということと、新しい駐車場もリースで検討しているということでございます。

○委員長（尾里集務君）

いいですか。

○委員（森 哲士君）

はい。

○委員（中島達也君）

すみません、委員長。駅前ということで、関連でちょっとやりたいんですが、いいですか。駅前駐車場ということで。

○委員長（尾里集務君）

はい、どうぞ。

○委員（中島達也君）

金山駅に、こういった利用者の利便性を図るということは大変ありがたいことだと思います。

私も、自分のことばかり言っちゃあれなんですけど、出張が多かったものですから、駅前に駐車場があるということは非常にありがたくて、特に岐阜羽島の駅裏なんかは、もちろん会社で契約するんですが、駅裏、駅前に駐車場があるということは本当にありがたいことだと思っております。

それで、下呂駅の和光の横の駐車場ですけど、あれは財産区が管理しておるんですけども、あれはもう商店街に貸付けをやっておったと。もう使いませんと言ってきたのは、要は賃料が高いのでということで、もういいですということで商店街へ返したはずなんですよね。でも、あそ

ここまで鎖張って、十五、六台止められるスペースがあるんですよ、防災倉庫のキャビネットが置いてありますけど、何とかあそこをですね。それで、僕も本当に聞かれるんです、どこかに止めるところないかと。それで遠いところを紹介してやったりするんですけど、あそこをもう少し、せっかくの財産区の公有地なので、やっぱり駅を利用される方の、またはあの辺でショッピングとか飲食を利用される方の駐車場として、1回検討してください。

それだけ申し上げておきます。以上です。

○市長（山内 登君）

今のお話も、我々も承知しておりますし、駅前のまたこれから再開発の中で、当然、今4台ぐらいしか止められないということはやっぱり非常に市民にとっては利便性が悪いということなんで、十分に検討はさせていただいて、なるべく多くの方が無料で、一時的なことですから止めていただけるような、そういうスペースを確保したいと思っています。

また今、金山のお話なんですけれども、実際には今、もう本当に昔から設置してあったものがもう老朽化で壊れてしまった、そこに新しいものを建てるのか。ところが、例えばリースをするのか、問題はもう費用対効果なんです。そこまでお金をかけるほどの車の駐車台数もないし、逆に言うと金山のその旧町民の方、金山の地区の方々が駅を使って行くときの本当に便宜を考えれば、何もわざわざ無理してお金を取るようなシステムをつくる必要もないでしょうということが我々の趣旨です。

萩原の駅前も、今無料でやっております。あのような形で、それで市民の方々も皆さん理解していますから、3日ということ、例えば3日ぐらいまででやめてよねというぐらいの趣旨で、長期間止めないでねということ喚起しているだけで、そこは市民の方々は十分御理解しておるので、我々もそういう意味で取りあえずは書いているだけなんで、その辺は十分に御理解をさせていただいて、市民の利便性を考えれば、今さらそういうところにまた設置をして有料に取る必要ももうないでしょうと、もう時代の状況から見て。

私も現地も見ました。そして、駅の乗降客の数も見ました。本当なら無料にしてもっとたくさん駅を使ってもらうようにするためにも、若干無料でも僕はいいのかなというふうに思っていますので、その辺は若干おおらかに御理解をいただければありがたいかなと思います。

○委員（森 哲士君）

僕は無料、有料のことを言っておるわけじゃなくて、その原因について、前回そういったことを質問があって、答弁されたので、それが原因なのかそうでないのかということの中で今の質問をしたということですので、無料にすることは大歓迎ですし、当然だと僕は思っておりますので、その辺だけ勘違いしていただきたくないということです。以上です。

○委員長（尾里集務君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

以上で、議第115号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第116号 下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について、御説明をよろしくお願ひいたします。

○健康医療課長（加藤冬城君）

よろしくお願ひいたします。

議案書85ページをお願ひします。

議第116号 下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。

少子高齢化等により看護師を志す者が減少傾向にある中、市内に看護師を安定的に確保するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明させていただきます。

議案書の89ページをよろしくお願ひします。

改正理由は先ほど述べました提案理由と同様でございますので、概要から説明させていただきます。

(1)貸与対象者の条件を拡充し、市立病院、市立診療所、下呂温泉病院、南ひだせせらぎ病院へ就職予定の者としていたものを、助産師または看護師を雇用する市内の全ての事業所へ就職予定の者とします。

(2)この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第116号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

質疑なしとみなします。

以上で、議第116号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第117号 下呂市介護医療院設置管理条例について、御説明をお願ひいたします。

○小坂診療所管理課長（細江 実君）

よろしくお願ひいたします。

議案書91ページを御覧ください。

議第117号 下呂市介護医療院設置管理条例について。

下呂市介護医療院設置管理条例を、別紙のとおり定める。

提案理由、介護療養病床制度の廃止に伴い、小坂診療所の療養病床14床を介護医療院に転床するため、当該条例を制定するもの。

条例要綱で御説明いたしますので、議案書97ページを御覧ください。

1. 制定理由は、提案理由と同じですので省略いたします。
2. 概要、(1)です。設置について定めます。

要介護状態にある高齢者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うため、下呂市介護医療院を設置します。これにより、長期療養を目的とした医療施設から、長期療養をしつつ生活のサポートも受けられる介護生活施設へ転換いたします。第1条関係でございます。

(2)施設の名称及び位置を定めます。

名称は、下呂市立小坂介護医療院、位置は、小坂町大島1965番地。第2条関係でございます。

(3)です。

施設で提供するサービスについて定めます。

施設では、介護保険法に規定する介護サービス、いわゆる入所サービス、短期入所療養介護、ショートステイのことです。訪問リハビリテーションを実施いたします。第3条関係でございます。

(4)それぞれの対象者について定めます。

65歳以上の要介護者、または要支援者の認定を受けている方がそれぞれのサービスの対象となります。第4条関係でございます。

(5)各サービスの定員について定めます。

介護医療院サービス、短期入所療養介護は14名、訪問リハビリテーションは20名となります。第5条関係でございます。

98ページになります。

(6)訪問リハビリテーションのサービス提供時間と休業日について定めます。

サービス提供時間は午後1時から午後5時15分まで、土・日、祝日、年末年始は休みとなります。第6条及び第7条関係でございます。

(7)です。

施設の使用許可について定めます。

サービスを受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受ける旨を定めます。第8条関係でございます。

(8)各サービスの費用等について定めます。

各サービスにおける介護サービス費用、食事の提供に要する費用並びに居住に要する費用などについて定めます。第9条関係でございます。

(9)です。損害賠償について定めます。

施設の設備または備品を損傷し、または滅失した者は、その損害を賠償しなければならないものとします。第10条関係でございます。

(10)この条例は、令和6年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

(11)この条例の第8条の規定、サービスの使用の許可の手続については、この条例の施行日の前よりできることを定めます。附則第2項関係でございます。

(12)下呂市立国民健康保険診療所設置条例を改正いたします。

①小坂診療所の病床数を19床から5床に改めます。

②介護保険の使用料及び手数料に関する規定を削ります。附則第3項関係でございます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第117号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

質疑なしとみなします。

以上で、議第117号についての質疑を打ち切ります。

続きまして、議第118号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明をお願いいたします。

○こども家庭課長（二村卓良君）

それでは、議案書の101ページを御覧ください。

議第118号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。令和5年11月29日提出。

提案理由、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

本条例は、認定こども園などの保育施設の運営基準を定めるものでございますが、条文を引用している国の法令が改正されたことにより、条項ずれ等を改めるもので、条文の内容が変わるものではありません。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第118号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしとみなします。

以上で、議第118号についての質疑を打ち切ります。

○こども家庭課長（二村卓良君）

先ほど、議第111号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定についてに係る副委員長の質問がございました。子供の居場所と教育支援センターの質問のことで、補足説明がございましたのでよろしくお願いします。

施設内に設置される教育支援センターの運営自体は、教育委員会が直営で行います。したがって、その運営費については、指定管理者の指定管理料の中には含まれないというものでございます。光熱水費等、施設ハードの管理については指定管理料に含まれるものでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

続きまして、議第124号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、御説明をよろしくお願いいたします。

○予防課長（細江康一君）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の143ページをお開きください。

議第124号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和5年11月29日提出。

提案理由でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明をいたしますので、147ページをお開きください。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので省略をさせていただきます。
2. 概要でございます。

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の完成検査の手数料の減額対象となる条件に、認定高度保安実施者が行う完成検査を追記します。別表関係でございます。

(2) この条例は、令和5年12月21日から施行します。附則関係でございます。

以上です。御審査のほどお願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第124号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

質疑なしとみなします。

以上で、議第124号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第105号から議第107号までの3議案、議第109号から議第111号までの3議案、議第113号から議第118号までの6議案及び議第124号、合わせて13議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

○委員（中島新吾君）

議第113号について反対します。

○委員長（尾里集務君）

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

ほかに討論はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

以上で議第105号から議第107号までの3議案、議第109号から議第111号までの3議案、議第113号から議第118号までの6議案及び議第124号、合わせて13議案について討論を打ち切ります。

それでは、当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了いたしましたので、ただいまから採決を行います。

議第105号 財産の譲与について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第105号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

続きまして、議第106号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第106号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

続きまして、議第107号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第107号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第109号 下呂市立みなみこども園、下呂市立きたこども園及び下呂市わかあゆ子育て・保

育ステーションの指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第109号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第110号 下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第110号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第111号 下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第111号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

続きまして、議第113号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、賛成多数で可決すべきものに決しました。

続きまして、議第114号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第114号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第115号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

続きまして、議第116号 下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第116号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第117号 下呂市介護医療院設置管理条例について、本件を原案のとおり決することに賛成

の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第117号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第118号 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第118号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

議第124号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第124号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

以上で、当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前11時38分 終了